

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、国保税の減免申請について、同一家族全員の収入調べは必要かについて伺います。

国民健康保険税の減免が条例28条に記載されています。1項3号、所得が皆無になったため生活が著しく困難になった者又はこれに準ずる者と認められる者とあります。規則には担税力の有無は納税義務者の生計を一にする親族（内縁を含む）預貯金調べがあると記載され、家族全員の署名捺印した同意書を提出しなければ申請できません。県内市町村ではこのようなことを行わず、窓口で事情を聞く書類審査で申請することがほとんどです。家族の中には、国保税の人と社会保険等など別の保険に入ってる人もいます。子どもまで同一家族全員の預貯金調べはプライバシーに関わると訴訟が起き、原告者が勝訴した例があります。規則を改正して金融調べの同意書の提出を廃止する考えはないか、町長に伺います。

2項目の高齢者対策の支援について伺います。

八峰町の高齢者人口は県内5番目と多く、人口が6,522人のうち3,154人、48.4%です。高齢者の方々が安心して生活するためにも、今ある制度をより充実にする、また、新たな制度をつくる必要があるのではないのでしょうか。

そこで3点について伺います。

高齢者の難聴は、加齢とともに多くの方がなり得ることです。町の検診に新たな難聴検査を行う考えはありませんか。難聴が進んでいることを自覚しても、市内の耳鼻科に行くのが大変な方に喜ばれると思います。補聴器が必要と診断されると、紹介状を持って再度診察してもらうか、補聴器コーナーを設けるなど施策があるのではないのでしょうか。補聴器は高額なものから1万円までと様々です。今、全国の自治体で補聴器の補助をしているところがあります。難聴から少しでも快適な生活を送るために、高齢者対策として検討する考えはないのでしょうか。

次に、介護保険の事業にある紙おむつ制度、これは省略してありますが、紙おむつ制度がより利用しやすいものにするために、年一度の限度額、おむつ券を発行する考えはないのでしょうか。能代市ではかなり前から行っています。

次に、軽作業生活援助のより充実した施策について考えを伺います。

この制度は平成30年に改正され、65歳以上の世帯に生活支援として、除排雪を除いて1年間週1回、1回1時間利用できます。除排雪については、12月から翌年3月まで、1人15回利用できるようになっていました。しかし実態はどうでしょうか。決算報告では、高齢者世帯957世帯のうち34世帯しか利用していません。この制度を十分に生かすことができるようになれば、シルバー人材センターでは足りずに、もっと別の組織でも雇用の場が生まれて利用者も雇用も元気になる制度でないかと思っております。この制度をより充実したものにするためにも、高齢者世帯に利用券を発行する考えはないでしょうか。考えをお聞かせください。

この質問をするに当たり、町のホームページをいろいろ見てみましたが、高齢者サービスを見ましたが、あまりにも寂しい内容であります。能代市のように楽しくなるような希望の持てるホームページが必要ではないかと思いますが、町長、このことについても一言答弁をお願いします。

最後に、陸上風力発電の住民説明について考えを伺います。

この件に関しては、12月議会、3月議会で質問してきました。このことを取り上げなければならなかったのは、7月4日、峰栄館で開かれた白神ウインド合同会社の能代山本広域風力発電25基の事業説明会に参加したからです。峰浜地区に集中して8基建設されることが住民にどのくらい周知されてるのでしょうか。沢目地区の元町会議に聞いたら、「どこに建つか知らない。自治会からは何も聞いてない」。その方の近くに住む私と同年代の同級生の方は、「浜に建つんでしょう」と関係なさそうです。「割と近くに建つんだよ」と言うと、「嘘でしょう」ということです。また、稲子沢集落では、1km以内離れた能代市ですけども、外荒巻に建設されることは誰も知りませんでした。内荒巻の集落は740m圏内に入ります。牛舎まで1km以内に建設されることも何も知りませんでした。ただこの人は、「能代市の開拓の、拓友で建設が反対されたことに本当に安心した。これで良かったと思っていたけれども、また建つのか」ということでした。

そこで伺います。住民生活説明会はどこで何人参加して開かれたのでしょうか。職員が参加してると思いますので、その状況をお知らせください。

風力発電に関しては、今のやり方では賛同できません。その一つは、民家にあまりにも近い。4,200kWの風力発電はあまりにも巨大すぎます。住民にあまりにも風力発電の情報が入っていません。この電力は地元に使われるものではありません。地元には何のメリットも生まれないのではないのでしょうか。それよりも危惧される点が、昨日の台風

10号でテレビでも放映されてました、風車の被害が出ました。3枚羽、2枚が折れ、1枚は落下しています。八峰町ではどうでしょうか。一番近いのは松峰園、766m、ゴルフ場の裏側、海側の方に挟んだように2本建ちます。もしこれらの施設に被害がでた時は、危険なものであると認識しながら風力発電を建設することが、地権者である沢目財産区と、ひいては最終責任である町長にも責任が及ぶのではないですか。

健康被害について、洋上風力考える会ではアンケートをとりました。沼田地区では11名が回答をしてくれています。その中には、はっきりと健康被害を訴えてる人が2名いました。町長は「何かあったら自治会長に」と言われますけれども、自治会から風力の説明がないのに、体調不良の話をして聞いてくれますか。事業者は1基建てる周辺に説明会はやっぱりやらなかったりです。丁寧な住民説明もなく巨大な風力発電を建つことは、住民の福祉と生活を守る地方自治の精神に反するのではないのでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。午後1時より再開します。

午前11時49分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

7番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 傍聴席の皆様には、午前中から引き続いて傍聴していただいている方もおまして感謝申し上げます。

それでは、見上議員のご質問にお答えいたします。

1問目の「国保税の減免申請に同一家族全員の収入調べは必要か」についてお答えします。

国民健康保険税の減免につきましては、罹災や貧困、著しい所得の減少などのため税金を納める能力がないと判断される場合に、条例や規則に従い免除することができることになっています。いわゆる担税力がないと判断された場合であります。

担税力の有無について、規則では、生計を一にする親族を含む納税義務者の給与、年金、退職金、保証金その他全ての収入及び預貯金、保有資産などを総合的に判断し決定することになっています。このため当町では、申請に当たって、申請人及び世帯員の預貯金等を確認するため、金融機関に照会することを同意していただく同意書の提出を求

め、同意をいただいた方の金融機関預貯金照会を行っております。

確かに議員のご指摘のとおり、能代山本地域では八峰町のみ同意書をいただいて預貯金調査を行っていますが、これは申請書での申告だけでは漏れや誤りの可能性もあり、十分でないという考えから、規則で定めているものであります。

なお、管内では3市町とも、申請に当たり、申請書による申告だけでなく通帳残高の写しを添付する方法で確認しているとのことであり、結果としては同じ考え方に立っているものと思います。

町といたしましては、今後とも、税の減免に当たっては、税負担の公正公平という観点から、また、他の納税者に疑念を抱かせ納税意欲を失わせることがないように、慎重に対応していく必要があるものと考えています。

2問目の「高齢者の対策と支援について」お答えします。

1点目の高齢者の難聴検査についてお答えします。

秋田県総合保健事業団にお願いしている集団検診では、聴力検査の項目はありませんが、ある音域が聞こえるかどうかを検査することは可能であると思います。しかしながら、老人性難聴については、加齢とともに進行し、単純な音が聞こえにくくなるだけでなく、言葉の聞き取りや意味の理解が悪くなっている程度などの判断や、補聴器で聞こえる音を大きくすることが効果的かどうかの判断など、専門医が必要になりますので、老人性難聴を集団検診の項目に加えることには無理があると考えています。

老人性難聴については、加齢に伴う脳の機能低下等の個人差がありますので、集団検診ではなく、専門の医療機関を受診して対応すべきことと思います。

なお、補聴器コーナーを設けることについては、集団検診会場に補聴器業者を呼び入れることになり、町の検診にはなじまないことと考えます。また、補聴器の購入に対する支援については、専門医の診断を受け聴覚障害が認められれば価格の1割負担で購入できますので、必要ないものと考えております。

2点目の紙おむつなどの介護用品の支給事業についてお答えします。

本町が実施している「家族介護用品支給事業」については、寝たきりの高齢者及び介護を要する認知症の高齢者であって、かつ要介護度1から5と判定され、紙おむつ等の介護用品を必要とする状態にある在宅の要介護者を抱える家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るための事業であります。支給額は、1年度につき6万円を限度とし、支給期間が1年度に満たない場合は月5,000円が限度となっております。

介護用品の支給申請に当たっては、町に家族介護用品支給申請書を提出していただきますが、最初に一度申請すれば、3カ月以上の入院や施設入所など以外は自動的に更新され、また、購入した紙おむつ代等の請求は、毎月役場に領収書を提出していただければ限度額まで10分の10を支給する仕組みになっています。

なお、領収書を提出する際に交通手段がない方については、在宅の要介護者を担当するケアマネージャーが代行して行っております。

令和元年度における登録者は144名、利用者は98名であり、支給額は287万7,000円で、1人当たりの1カ月平均は約2,900円となっています。

議員ご質問の手続きの簡素化については、最初の申請とかかった経費の毎月の請求のみであり、特に簡素化する必要はないと考えています。

また、年間6万円の利用券を発行することについては、取扱店に煩雑な請求事務を強いること、インターネット等で安価に購入できなくなること、年間6万円以上かかっている利用者がほとんどいない状況の中で余った利用券はどうするのかということ、おつりはどうするのかということなど様々な問題がありますので、無理があると思います。

3点目の軽度生活援助事業についてお答えします。

町が社会福祉協議会に委託して実施している「軽度生活援助事業」については、65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯などであって日常生活上の援助が必要と認められる方を対象に、家周りの手入れ、家屋の軽微な修繕や修理、1時間程度の除排雪などのサービスが受けられる事業であります。一度登録すれば、除排雪以外のサービスについては1人週1回を限度に、除排雪については12月から翌年3月までの間、1人15回を限度に、1時間当たり自己負担100円でサービスを利用できる事業であります。

サービスの利用に当たっては、初回のみ、町に軽度生活援助事業利用申請書を提出し登録する必要がありますが、本人が来られない場合は、ご家族以外でも民生委員や社会福祉協議会職員などが代理申請できることになっており、サービスを受ける際にはシルバー人材センターへ申し込むことになっています。現在の登録者は133名であり、令和元年度の実績は157回、34人、1人当たり年平均4.6回、平成30年度の実績は390回、113人、1人当たり年平均3.5人となっております。

この事業について、「年間を通して利用券を発行する考えはないか」ということではありますが、年間を通じて安定的に利用されている事業でないこと、利用される方の利用頻度がまちまちであること、利用できるサービスの種類ごとに利用回数の限度があるこ

となどから、登録者に配布する利用券の枚数や内容等をどうすればいいかという問題があり、現在の仕組みを継続してまいりたいと考えています。

4点目の「八峰町のホームページに高齢者が利用できる制度を掲載すべき」ということについては、早急に対応いたします。

3問目の「陸上風力発電の住民説明会について」お答えします。

ご指摘の峰浜地区に建設される超大型風力発電については、「白神ウインド合同株式会社」が計画している「能代山本広域風力発電事業」であると思います。

「何らかの悪影響が生じるのではないか」ということでありますが、現在、風車の建設場所から1km圏内に住宅地がある地域で運転されている風力発電所として、沼田地区に7基建設し、平成31年2月から商業運転を開始した「八峰風力発電所」、目名瀧地区に2基建設し、令和元年5月から商業運転を開始した「峰浜風力発電所」などがありますが、これまでのところ、近隣住民から体調変化等に関する苦情は寄せられていない状況にありますので、「能代山本広域風力発電事業」においても、何らかの悪影響が生じる可能性は低いものと考えております。

住民説明会については、環境影響評価法において、発電事業者が方法書、準備書の段階でそれぞれ説明会を行うことが定められており、「能代山本広域風力発電事業」の場合、方法書の段階では平成30年3月31日に「峰栄館」で開催され12名の方が、準備書の段階では令和2年7月4日に同じく「峰栄館」で開催され22名の方が参加しています。

「財産区に関係する地権区域」については、能代カントリークラブから水沢川手前までの海岸線に建設予定の4基は全て沢目財産区有地、大槻野から内坂周辺の県道常盤峰浜線沿線に建設予定の4基のうちの3基が一部沢目財産区有地となっています。

「問題が起きた時、財産区はどのように責任をとるのか」についてではありますが、沢目財産区は沢目財産区有地を貸してほしいという発電事業者からのお願いに対し、沢目財産区管理会で協議し、貸し出しているものであり、何か問題が起きた時は、沢目財産区管理者としてではなく八峰町長として、自治会等と協議しながら発電事業者に対応策を求めていくことになると考えております。

「ほとんどの町民がこの計画を知らないから、町が全体の配置図を示し、メリット、デメリットを町民に知らせるべき」につきましては、風力発電については、国の「風力発電に係る事業計画策定ガイドライン」において、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施す

るよう定められており、このガイドラインに即した対応が事業者の責任においてとられ、地域住民の理解のもとで事業が進められているものと考えております。

メリットやデメリットにつきましては、見上議員が想定されているメリットやデメリットがどのようなものであるかは分かりませんが、健康や景観に関するデメリットを想定しているのであれば、国が明らかな関連を示す知見は確認できないとしていることや、主観により見方が異なるものもあり、また、発電事業者が現在の法律の枠組みの中で進めている事業でありますので、町が情報提供することには慎重であるべきと考えております。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問はありますか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 通帳の確認とかそういう家族全員の確認をやることになってるんですけども、町長の答弁では、今は通帳の残高を調べるだけ、これは通帳を、その窓口に行った人の残高を調べるっていうことですか。それとも金融機関からは家族全員の残高が提供されるということなんですか。その辺ちょっと教えてください。

それと、この前、医療費一部負担減免の申請をしたんですけども、その時は、まあ今年度ですので、あれですけども、通帳の確認とか同意書の確認はなかったもんですから、少しはやり方が変わったのかなと思ってたんですけども、この家族全員のその預貯金調べっていうことに対して、町長は、まずどのような考えを持っておられるます。これは必要なものだと思いますか。まあ近隣の市町村もやってないんですけども、八峰町はこのことに対して何ら疑問も感じてないんでしょうか。町長いかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 1つ目の方、残高照会について、どこでどういうのを確認してるかということですけども、これは窓口において申請時に家族本人及び家族の通帳の残高を確認してるということです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 後段の、こういう家族全員の残高調査をすることについて町長どう思うかというふうな質問にお答えします。

やっぱり税の減免につきましては、税自体は国民の義務でありますので、まあ基本的に国を運営していく、あるいは県、市町村を運営していくための基本となるものなのです。

で、これはまあ必要なんです、そこの部分の減免に当たっては、やっぱりそのあらゆる人方に説明できる公正公平、これが基本的な原点になると思います。したがって、その部分では今現在やっておるような形でやる部分については、私としてはこれまでも何度か答弁しておりますが、そういう方向でやっていきたいというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかにありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これは家族全員ですので、町長、例えば国保に入ってる人と入ってない人、当然いますよね、若い人は社会保険に入ってるとか。それから、その子どもさんは社会保険の扶養になって、おじいさんおばあさんは田んぼとかあるので扶養できないと、そういう場合は国保になりますよね。で、そういう国保以外の家族の人たちの預貯金調べも町長は必要だと思いますか。まあ地方税法に、国との交渉の場合に調査権、各自のこの預貯金の調査権っていうのは、権限があるのかないのかっていうことで国会でもかなりこう論議になって、最終的には地方自治体ではそういうふうな権限はないっていうことに落ち着いてるんですけども、八峰町はまだこのように続けてます。町長、まず最低限度、国保の加入者の預貯金じゃなくって、その働いてる若い人とか同一家族ということにどのように思われますか。やる必要があると思いますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 考え方はいろいろあると思います。まず同居している家族、これは一人一人が別々に同居してるわけではないと思います。どんな保険に入ろうとも、子ども、親、それから祖父母、いろんな形で生計して生活していますので、その部分の一つに見るかどうかっていう部分については、見上議員がおっしゃるような部分もあります。私も昔、生活保護を担当してあった時にそういう思いはしたことがありますが、ただ現実には、生計を一にしている形でやっている以上は、そこの方の税を減免する場合、ここの部分については、その世帯全体で生活していけるかどうかの部分の確認が必要でありますので、そういう部分では、今の部分については必要だというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 例えば、そこに働いている若いお姉さん、会社に勤めてる人ですけれども、その人の預貯金の同意書がないと申請できませんか。答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 規則の中では、担税力については生計を一にする家族の収入、給料その他預貯金を見るということになってますので、その辺は調査させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 確認します。子どもの預貯金も必要ですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 同一生計を一にする家族のものであれば確認させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） よく分かりました。全然、この改正する気持ちがありません。国保税の滞納は、非常に多くなっています。今年度、退職者合わせて9百いくら、1,000万円近いお金が不納欠損で落ちてます。これというのは、やはり国保税が高くて払えない、こういう世帯が非常に多くなっているからではないでしょうか。で、やっぱり減免制度をもっと受けやすくする。そして、ひいては、この高いところは何なのかということ、もうちょっと他市町村の状況を見てほしいと思います。例えば資産割、これは25市町村で20カ所でもう行ってません。それから、資格証明書の発行は全県で1位です。こういうふうな国保状況の中で、未だにこの、もしかして不服申請申し立てたら裁判になりかねない、こういうプライバシーの侵害についても何の疑問を持たないということでは、これは当局の考え方としては非常に憂えるべき課題だと思います。いくら話しても尽きませんので、このことはまた今度取り上げたいと思います。

以上です。

2番目でいいですか。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） はい。2項目目の高齢者対策について伺います。

難聴検査は、まあ検診に行えないことも、まあ可能であるがっていうことですが、老人性難聴はやはり誰でも抱える問題ですので、ここにやっぱり町でも一歩踏み出して対策をとっていく必要があるのではないかと思います。介護予防のマニュアルにも改訂版で、社会活動が不活発であることが認知発症のリスクを上げる。これも閉じこもりの要因の一番大きいのは聴力の低下があるってということで、介護予防でも指摘されて

ます。ここで踏み込んで、まあ誰でもが難聴検査を受けられるように、こういうことを考えることができないでしょうか。まあ補聴器コーナーを設けるっていうことは、私はもし検診がそこでできるのであれば、その先生の指導のもとで、補聴器のコーナーもありますよっていうふうなことで一連の流れとしてできたら補聴器コーナーもいいのではないかと。まあ町内にも補聴器を扱ってる店もありますので、そういう意味でも効果があるのではないかと思いますけれども、その高齢者と難聴者に対する対策として、もう一歩何か踏み込んだ町長の考え方はないものでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 実際に企業の集団検診とかの部分で、高い音、低い音、右左、それぞれ聞こえる聞こえない、そういう部分の簡単な部分は、あれ医者でなくても事務職員がやったりする例があるのでそれはできるんですが、ただ、今の老人性難聴の場合は、専門医でないと判断できないようなそういう難しい点が多々ありますので、現実に今回、秋田県総合保健事業団に集団検診をお願いせざるを得なくなったのも、その集団検診に同行する医師の確保ができないという能代厚生医療センター側の方の考え方で、そういうところまで医師の確保が難しい状況になっている。そういう形で集団検診そのものをどうやるかっていう問題がある中で、さらにその耳鼻科の専門医もその集団検診に同行させて、そこで今この老人性難聴の相談を受けるとか、その項目に加えるっていうのはこれはやっぱり現実的でないので、そういう場合は、我々みんなかかっています。たまたま私まだ耳にきてませんが、ありますので、そういう時にはやっぱり専門医に行ってその部分で判断して、それから補聴器必要の場合、それから必要でない場合もあるそうですので、そういう部分は集団検診ではなく実際の専門医の所でやるべき、そういう内容だというふうなことで答弁させていただきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私の認識不足もありますけれども、価格の1割負担というのは町の方で補助ありましたでしたっけか。ちょっとそのことでちょっとお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 補聴器の交付については、聴力の障害者手帳の持参の方が補聴器を購入した場合、1割負担ということになっております。ただし、本人、その家族の中です、納税額が46万以上ある場合は、全額補助しないということで全額負担ということになっております。

申し上げますけども、聴力障がいがあった方が補聴器を購入した場合、1割負担で購入できるということでもあります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） それはお医者さんの方で、これは病気であるとして病名がついた場合の保険からの適用で1割負担っていうことと解釈します。とすれば、町としてもいろんな手段を講じて、この高齢者難聴、まあ段階がいろいろありますけれども、補助をしていく、そういうことが必要ではないでしょうか。全国的にもかなりこれが広がってるんですけども、例えば補聴器を満足に利用してる人はほとんど2割しかいないそうです。その3カ月くらいかかるんだそうです、耳に慣れるということ、脳の慣れるリハビリをするということ。それを3カ月間、何回も何回も通わなくちゃいけないんですけども、その補聴器を買って、その通うのに無料で補助するとか、それから高額な補聴器ですので、町として何割かを補助するとか。今、各地でやられてますので、町長もうちょっと踏み込んだ何かこの人たちに対する意欲的な考えは持ち合わせておりませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も今、コロナ禍の部分で実際に行ってませんが、町内で100歳を迎えた方にお祝いの賞状とお金を持ってお渡しに行くんですが、すごく元気なんですけど、ほとんど共通してるのが耳が聞こえないというふうなそういう形の方がほとんどです。その部分に関しては、施設に入ってる方であれば、その人方はしっかりと本人が私たちの口が見える形、正面からお話ししながら丁寧に何回もお話ししながらそのコミュニケーションをとってるっていうふうなそういう話を聞いております。で、その部分が、だから全ての人が耳が聞こえなくなるから、若い時みたいに聞こえる音を大きくすればいいかっていえば、そういう問題ではないそうなので、その部分についてやっぱり専門医と相談しながらこう対応していく必要があるんだろうと思います。

こう見上議員が、私も知らなかったんですけど、実際に補聴器が慣れるまでそんなに時間かかるのであれば、そういう部分も含めて支援するっていう部分についてはなかなか難しいかなというふうな形で思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まあ様々問題が絡んできます。そのことについて様々の問題があるからということにとらわれずに何か踏み込んだ、これだったらできるというふうな

施策を考えてもらいたいなと思ったけども、答弁はありませんでした。

次に、紙おむつのことについてお願いします。

紙おむつについては、手続きが1回やればいって言われましたけれども、なかなかそれも皆さんに周知されていないと思います。私も隣の介護3のおばあさんの息子さんに聞いたら、面倒くさくてやってないっていうふうなことでした。それと、私が突然車から降りてたら走ってきた男性がいて、「是非これを能代のように利用券を出してほしい。いちいちもう行くの面倒くさいから」っていう、能代の利用券の券を見せてもらいました。これも是非八峰町でやってほしいっていうふうなことでした。いろいろ様々できない理由はあると思うんですけども、やっぱり紙おむつの申請とかそういうのは家族の人が行うんですよね。で、その家族の人たちの介護してる家族介護のこれはサービスですので、やりやすいように、能代でやってるような利用券、こういうことも参考にしてやっていくべきではないでしょうか。能代でやってる利用券について、町長考えお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず能代市の部分の利用券以外の部分ですが、今議員のお話の中で、同居している家族、介護していくこと大変、これはよく分かります。その部分に関していろんな部分をサービスしていくっていうことを、町としてもそういう方向で行きます。ただ、同居している方が、面倒くさいからたった1回の申請来れないとかって、そういうのはやっぱりおかしいと思います。その部分は、そういう方がいない、ひとり暮らしだとか高齢者のみの世帯で運転ができないような方、そういう方々についてはケアマネがついて、その部分相談に乗りながらその人方へのサービスやっています。親と一緒に同居してる子どもさんの部分であれば、そういう部分は是非その部分、役場に月1回来る、申請来る、その部分については頑張っていたきたいなというふうに思います。

能代市のクーポン券の部分については、私もちょっと知らなかったもので、仕組み、よくやってるなって感じで思いましたので、その部分は今後ちょっと調べさせてください。私、今現在はよく中身分かりませんので答弁できません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これもいろいろ探してホームページを見ましたら、能代のホームページは本当によくできてます。イラストもついて分かりやすく、これだったら安

心して利用券を使って、利用券あればできますよっていうふうな、家族に対して大変親切でホームページに載ってます。まあね、先ほど1カ月に1回と言いましたけれども、1カ月に1回、介護する人は働いてる人たちなんですよ。親を見てる人たちは、1カ月に1回、わざわざそのレシート持ってお金をもらいに行くのは大変だというそういう声で私に飛びついてきて、これを何とかやってほしいっていうふうなことだったと思うんです。まあ念のために隣の家の人にも聞いてみましたが、やはりそういう人たちのために、先ほどから言ったとおり様々大変なことがあるのでっていうことではなくて、前向きに考えてもらいたいと思います。

軽作業のことについて伺います。

まあこれも大変、前の加藤町長がいい制度を残してってくれました。65歳以上の本当に1週間に1回、1時間利用できますので、年間通算するとかなりの時間が高齢者の方々のサービス、安心して生活できる、こういう担保をもらったと思います。その人たちが果たしてどのくらい使ってるかといえば、本当に1人4.6回ですか、3.5回ですか、もっともっとこれを広めて、安心して住めるんだよっていうふうなものを発行して、雪かきも心配ないよっていう、そして家の周り、高齢者のひとり暮らしで本当に家の周りが大変な状態になってる人も近くにはいます。で、この人たちも1時間、1週間に1時間頼めば身の回りきれいになるのになというふうなこういうことも考えられます。こういう人たちのために、もっともっとこの軽作業の普及、そして宣伝、それと利用券を発行する、こういう対策を町長考えませんか。近くに本当にひとり暮らしとか高齢者で、ちょっと助けてあげればできるのになということ町長は見かけませんか。そのことについてちょっともう一度考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 極端な高齢社会が進んでいってる中で起きてきた現象で、昔であれば自分ができた。隣近所に頼めばやってくれた。それができなくなったので、こういうふうな形の事業は私も大変いい事業だと思います。それで、この事業は私が前会長しておりました社会福祉協議会が事務局やっていますので、事業を委託されて、そしてシルバー人材センターの事務局も社協でやっていますから、その部分でどういうことが起きてるかは知ってるつもりです。

それで見上議員は、こういうことも、ああいうこともと言いますが、現実のところは雪が大変降った時が大変混み合います。收拾不能になるときもあります。電話が鳴りつ

ばなしです。で、同じ時期に同じ人が頼んできますから。そこの部分でシルバー人材センターにお願いするんですが、その中でもできない。これからはサービスする側というよりも、実際にその作業をする人の確保の方が大変だというふうに思っています。で、その部分は今現在も利用できやすいような形でやって、その現実的には除雪の部分が一番大変で、だから途中で制度改正して1週間に一遍を12月から3月までの間は15回できるようにしたというふうなそういう経緯もありますので、そこの部分については守っていきますし、この後もやっていきますけれども、ただクーポンの部分については、これやっぱりどういう形でやればいいのかっていうのは非常に難しいなという質問を受けた時の感想なので、そういう部分で難しいというふうなお答えをしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 高齢者対策は非常に難しいと思います。そのケース、ケースでいろんな事情がありますので。ただやっぱり町としては、この高齢者対策について一つ一つやっぱり今までと違った精査をして、これだったらもっとできる、これだったら前向きに考えられる、こういう施策を是非考えてもらいたいと思います。せっかくいい制度があるので、この制度に対して人が足りないからとかっていうことではなくて、ある制度を有効活用して、足りないものは人材の確保をして行く、こういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、風力発電について言ってもいいですか。

○議長（門脇直樹君） はい、どうぞ。

○7番（見上政子さん） はい。いろいろありました。風力発電については、町長の方は事業者の負担ということで、事業者がやらなくちゃいけない、説明しなくちゃいけないと言われましたけれども、現に八峰町峰浜地区の住民たちは、風車がどこに建ってどのくらいのが建つっていうのをほとんど認識してないと思います。それはですね、自治会で説明がないと思います。自治会で風力の説明をしてるところはほとんどないのではないのでしょうか。自治会からは聞いてない。全く聞いてないっていう集落もあります。それに対してですね、町長やはり、これは私が危険だと言ってるのは、低周波は証明がなくて検証するのは非常に難しいことです。ただやっぱりアンケートとりましたけれども、やっぱり沼田地区では2人の人がはっきりとやっぱり具合が悪いという、私が聞いた1人のほかに、このじいさんも田んぼに行って「具合悪い、もう長く田んぼにいられない」っていう人がいたんですけれども、やはりその方たち2人がやはり低周波として

証明するのは非常に難しいんですが、体調の不良が出てると思います。

それと危険ということに対しては、町長はあんまり何もかも危険でないように思われますけれども、例えば昨日の台風だってね、折れる可能性あるわけですよ、高波とかいろんなことで。で、一番近い所、松峰園とか住宅地、700m、600mくらいの所も、グループホームの松峰園が656mです、近さが。それから、近い所ではカントリーエレベーター、これは528m、ここはまあほとんどいないんですけれども。松波苑の、まあ松峰園から少し離れてるので、松波苑の方が799m、766mあります。こういうふうな近い所に風車が建つということ自体、それも財産区の土地に建つ、今回の台風みたいに、台風10号っていてもそんなに強い台風では予想したよりもなかったわけですよ。それでもやはりこういうふうな被害が出てる。これからどんな気象になるか分かりません。そこに住宅地に近いついていうのは、洋上風力よりもなお危険な風力発電なんです。そこに財産区が絡んで町長が絡んでるとということで、もっと責任を持ってもらいたいと思うんですが、もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） いや、見上議員は台風10号をもうあまり大きくなかったって言いますけど、あれ観測史上初めてすごい台風だと思ってますよ。で、ああいう形の部分で秋田県まで八峰町まで来ることはまずあり得ないので、まあそういう部分では今回ブレードが落ちたっていうような話の部分まで、その部分で八峰町に比較するのはどうかというふうな形で思います。

それから、住宅の部分に近いという部分については、何度もお答えしてますが、今現在に沼田の所にあります。それ以前に能代市にもたくさんありますし、県内には200基以上もあるわけなんです。だからその部分で、今お話になってるようなそういう、まあいろんな所でも、県に聞いてもないし、それから三種町に聞いても能代市に聞いてもそういう苦情が寄せられてないと言うし、その中でどういうふうな判断すればいいかっていえば、私とすればそういう部分で来てないという部分になれば、まあそんなに影響度が高くないんだろうというふうな思いでいつも答弁してます。

今、見上さんが2人っておっしゃいましたが、是非教えてください。どういう症状なのか、どういう形でいつからどういうふうになったのかは是非調べさせていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) まあ今回の台風、ニュースでいろいろ言ってるんですけども、最初は917hPaまで行くんでないかなというふうな予想だったんですけども、それが海水がこうかき回されることによって、これが少しは緩和されたというこういうふうなニュースも流れています。それで、こういう中で鹿児島でそういう事件が起きまし、鹿児島だよ、うん、で起きました。まあそういうことも、今後台風とかどこにどうかかってくるか分からない状態、あらまあ。

○議長(門脇直樹君) これで時間となりましたので、7番議員の一般質問を終了します。休憩いたします。1時55分より再開いたします。

午後 1時46分 休 憩

.....
午後 1時52分 再 開